

国 営 積 第 22 号
令 和 8 年 3 月 25 日

大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長
大臣官房官庁営繕部整備課特別整備室長
各 地 方 整 備 局 営 繕 部 長
北 海 道 開 発 局 営 繕 部 長
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 あて

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課
営繕積算企画調整室長
(公 印 省 略)

建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の積算について

建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)の活用については、「建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行について(改正)」(令和8年3月25日付け国会公契第23号、国営管第610号、国営計第179号)により、国土交通省営繕工事において取り組む事項を定めたところであるが、このうち、当該通知において規定するCCUS活用推奨モデル営繕工事における積算上の取り扱いを下記のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

CCUS活用推奨モデル営繕工事のうち受注者がモデル工事に取り組む場合において、CCUS活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料(カードタッチ費用)について、以下のとおり、精算変更時に支出実績に基づき、現場管理費として計上することとする。

1. 用語の定義

- ① カードリーダー
CCUSに対応したICカードリーダーとする。
- ② 現場利用料(カードタッチ費用)
CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数(カードタッチ)毎に発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払いを行

う費用のこと。

2. 積算方法等

① カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用する OS が Windows の場合は 1 台あたり 1 万円、iOS の場合は 1 台あたり 3 万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。原則として、1 工事あたり 2 台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2 台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2 台を上回る費用を計上することができるものとする。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OS が Windows の場合は 1 台あたり 1 万円、iOS の場合は 1 台あたり 3 万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。

なお、CCUS の継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しない。また、カードリーダー以外の機器(パソコン、タブレット)や通信費は計上しない。

② 現場利用料(カードタッチ費用)

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、現場管理費として計上することとする。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、(一財)建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

3. 特記仕様書への明示

CCUS 活用推奨モデル営繕工事の対象工事は別紙の例に従い、現場説明書へ明示すること。

4. 適用

本通知は、令和 8 年 4 月 1 日以降に入札手続きを開始する工事に適用する。

<現場説明書記載例>

○. CCUS 現場利用料等について

当初においては計上していないが、受注者が CCUS の活用に取り組む場合は下記①、②の項目を支出実績、現場での使用実績に基づき「CCUS 現場利用料等」として精算変更時に費用計上するものとする。なお、費用計上にあたっては、支出実績、現場での使用実績が確認できる資料を監督職員に提出すること。

① カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、現場で使用する OS が Windows の場合は 1 台あたり 1 万円、iOS の場合は 1 台あたり 3 万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。原則として、1 工事あたり 2 台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2 台を超えるカードリーダーが設置されている場合、監督職員と協議を行い、必要と認められる場合は、2 台を上回る費用を計上することができるものとする。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OS が Windows の場合は 1 台あたり 1 万円、iOS の場合は 1 台あたり 3 万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。

なお、CCUS の継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しない。また、カードリーダー以外の機器 (パソコン、タブレット) や通信費は積上げ計上しない。

② 現場利用料 (カードタッチ費用)

現場における現場利用料は、当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、現場管理費として計上することとする。なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、(一財)建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。